

平成31年第1回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成31年1月25日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後3時30分					
閉会時刻	午後5時00分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	欠席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩 主事 榑 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第5 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第6 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

<p>議 長</p>	<p><b>日程第 1 議事録署名委員の指名</b></p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 13 番、14 番にお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>2 番</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p><b>日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</b></p> <p>日程第 2 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 2 番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>23 日に現地確認をしました。申請地は国道 407 号線の大谷沢の交差点を西へ 50m ほど進んだところに位置します。現在は、うどが栽培されていました。申請人は、長年、家族経営で野菜を栽培している農業者です。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>12 番</p> <p>議 長</p> <p>1 番 (推進委員)</p> <p>事 務 局</p> <p>1 番 (推進委員)</p> <p>事 務 局</p> <p>2 番</p> <p>事 務 局</p>	<p><b>日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</b></p> <p>日程第 3 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の 12 番より 申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地はゴルフ練習場デイヒルズの駐車場のところを入った先に位置します。山の頂上のような場所で現在は空き地となっています。以前は豚舎があったとのことです。申請地付近は、最近、バイパス道路が開通し、以前と環境が変わっています。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>今後の収支計画についてはどうなっていますか。</p> <p>20 年間の収支計算がされており、売電していくことで収支がプラスになる計画が提出されています。</p> <p>初期投資額はいくらですか。</p> <p>1,580 万円となっています。</p> <p>農作物を栽培しながら行う太陽光発電があったと思いますが、詳細を教えてください。</p> <p>ご質問の内容は、営農型太陽光発電になります。2 m 以上の高さにパネル</p>

	<p>を設置し、農作業スペースを確保するなどの要件があり、一時転用で行う制度です。なお、一時転用の期間は、原則3年間、内容によって、最長10年間となっています。</p>
<p>6番（推進委員）</p>	<p>天災により、太陽光パネルが飛散してしまうなど、安全基準等に問題はありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>太陽光発電設備について、安全基準等の判断をすることは困難ですが、関係機関において検査等がされていると思われます。</p>
<p>12番</p>	<p>降雪などでパネルが潰れるなどの被害は考えられますが、パネルが飛散してしまう可能性は低いと思われます。万が一、パネルが飛散して被害を及ぼした際は、施工者の責任となると思われます。</p>
<p>事務局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長</p>	<p><b>日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</b>  日程第4議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>〈議案朗読〉  本件担当の13番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>24日に4番（推進委員）と現地確認しました。申請地は中東京変電所から鶴ヶ島方面へ行く道路沿いにあり、過去に申請された場所の隣接地となります。雑草等は特に生えていませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>当該申請は、農振農用地の除外から計画されているもので、平成31年1月に除外の認可を受けております。</p>
<p>議長</p>	<p>譲受人はクリーニング製品の運送を行う事業者です。</p>
<p>議長</p>	<p>転用の目的については、業務を拡大するにあたり運搬車両を増車することから、既存駐車場に不足が生じてしまうため、駐車場用地の拡張を計画したものです。なお、現在の駐車可能台数52台を14台分増やし、66台分の駐車場とするものです。</p>
<p>議長</p>	<p>申請地の農地区分は1種農地ですが、既存敷地面積の2分の1以下であり計画面積の妥当性、また、計画目的に必要な性が認められるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>13番</p>	<p>過去に農地転用をした駐車場をあまり使用していないように思いますが、今後の利用計画はどのようになっていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請人の同系列の工場が川島町にあり、その工場の車両を日高市に移動す</p>

	<p>ること、かつ事業拡大のための増車をする予定となっており、駐車予定の台数が75台程度となります。また、運搬車両については、昼間は業務に出ているため、駐車場が空いている状況もあります。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 11 番</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の11番より申請地の状況について説明をお願いします。 23日に5番（推進委員）と現地確認をしました。申請地は県道日高川越線の女影交差点を南西方面へ進んだところに位置します。土地は整地された状態でした。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。 当該申請は、農振農用地の除外から計画されているもので、平成31年1月に除外認可を受けております。 譲受人は主に鉄道の信号工事を行う事業者です。 転用の目的については、会社敷地内の車両駐車スペースに不足が生じており、会社所有の車両を一時的に路上に駐車したり、近隣の宅地内の余剰地を借りている状況であるため、この事象を解消すべく会社敷地を拡張し、駐車場用地を確保する計画をしたものです。なお、拡張する部分は8台分の駐車場とするものです。 申請地の農地区分は1種農地ですが、既存敷地面積の2分の1以下であり計画面積の妥当性、また、計画目的に必要な性が認められるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 委 員 議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>3番4番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。 はい。 事務局より3番4番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の14番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>

14 番	23日に現地確認をしました。現地は国道407号線の田木交差点を東に進んだところに位置します。申請地の地番4番4は白菜の収穫が終わっており、4番5は土地の3分の1ほど白菜が残っており、4番1はきれいに耕運されている状態でした。
議 長 事 務 局	事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。 当該申請は、農振農用地の除外から計画されているもので、平成31年1月に除外認可を受けております。
	譲受人は食品加工機、厨房機器等の販売及び修理などを行う事業者です。 転用の目的については、申請地西側の倉庫を流通センターとしており、その需要が多いことで、製品を保管するスペースが手狭となっている状況です。また、今後の需要も増加する見込みであることから、保管スペースを確保するため、倉庫用地の拡張を計画したものです。
	なお、土地の選定については、直接の隣接となる土地が存在しないため、容易に往来が可能である当該申請地を選定しております。 申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的などの理由から必要性が認められるため、許可相当と考えます。
議 長 12 番 事 務 局	質疑がありましたらお願いします。 申請地周辺に企業が集中していますが、市として企業誘致を推進している地域ですか。
	申請地周辺は過去に都市計画法の規制緩和があった時期に、圏央道のインターチェンジに近いなどの理由から企業を誘致する地域とされていました。
議 長 委 員 議 長	質疑がありましたらお願いします。 ありません。
委 員 議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長 事 務 局	事務局より5番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉
議 長 6 番	本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は市役所北側の都市計画道路を市役所から東に少し進んだところに位置します。現地は三角型の土地であり、バスの駐車に使うには狭い場所だと感じました。
議 長 事 務 局	事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。 譲受人は市内に本社を置き、旅客自動車運送事業を営む事業者です。 転用の目的については、現在、営業車両であるバスが大型3台、中型2台、小型4台、普通車3台を所有しており、これに従業員の車両5台を含めると駐車スペースが手狭となっていること、また、駐車場内での転回することにも苦慮していることで、接している道路を使用しながら行っています。これ

<p>議 長 2 番 (推進委員) 事 務 局</p>	<p>らの事象を解決すべく駐車場敷地の拡張を計画したものです。 申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的などの理由から必要性が認められるため、許可相当と考えます。 質疑がありましたらお願いします。 申請地と既存駐車場の間にある道路は、払い下げをする予定はありますか。 申請人は払い下げをして一体とした利用をしたいのですが、道路の路線指定等の関係で払い下げが難しいとのこと。なお、道路管理者である建設課からは、横断等の使用については問題ないとのこと。</p>
<p>議 長 委 員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>事務局より6番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の11番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>11 番</p>	<p>23日に5番(推進委員)と現地確認をしました。申請地は県道川越日高線の女影交差点を東に少し進み、南へ向かう道を進んだところに位置します。現地は木が植えられている状態でしたが、農地転用が許可されたい、きれいにするとのことです。親が所有する畑の一部を農地転用して、住宅を建築したいとのこと。</p>
<p>議 長 12 番 11 番 議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 申請地北側の畑はどのような状態ですか。 野菜を栽培されている畑でした。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長 議 長 事 務 局 議 長 14 番 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。 事務局より7番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の14番より申請地の状況について説明をお願いします。 23日に現地確認をしました。申請地はサイボクハムの西側にある土地です。元々は木や雑草が繁茂していた場所でしたが、現在は草が刈られ、木も伐採されていました。 事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>当該申請は農振農用地の除外から計画されているもので、平成31年1月に除外認可を受けております。</p> <p>譲受人は種豚と肉豚の生産や食品の加工及び販売、また、レストラン、温浴施設等の運営する事業者です。</p> <p>転用の目的については、現在、来客用の駐車場を1,095台分設置しておりますが、観光シーズンなどを迎えると数時間で満車となり、駐車場待ちの車で道路渋滞も発生させてしまう状況です。この事象を解決すべく隣接する土地を利用し、駐車場を確保する計画をしたものです。なお、今回の拡張で248台分の駐車場を確保する計画となっております。</p> <p>申請地の農地区分は2種農地であり、計画目的などの理由から必要性が認められるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議長 2番(推進委員)</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>水路について、付け替えをする予定はありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>付け替えの予定はありません。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長 13番</p>	<p>事務局より8番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の13番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>推進委員の4番(推進委員)が23日に、私が24日に現地確認をしました。申請地は高萩のバイパスが交わる角のところですが、現在はきれいな更地となっていました。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。</p> <p>譲受人は2万店舗を超えるコンビニエンスストアを運営する事業者です。</p> <p>当該申請場所の選定の理由としては、近隣に同様の施設がないため、地域住民が買物できる環境を提供すること、また、交通量の多い国道407号線に接しており、今後、バイパスの開通も予定されていることで、交通量が多く、集客についても十分に見込めることなどとしています。</p> <p>申請地の農地区分は2種農地であり、事業計画内容について妥当であると判断できるため、許可相当と考えます。</p>
<p>議長 委員 議長 委員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>

議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長	<b>日程第 5 議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定について</b>
事 務 局	日程第 5 議案第 4 号農用地利用集積計画（案）の決定について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。
議 長	〈議案朗読〉
6 番	本件担当の 6 番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は株式会社林興業の西側にある土地です。現在はきれいに草が刈られていました。
議 長	本件担当の 5 番より申請人の状況について説明をお願いします。
5 番	25 日の午前中に申請人を伺いました。借受人は、以前は乳牛約 170 頭を飼育していましたが、現在は約 100 頭を飼育しているとのこと。申請地は 30 年ほど前から相対で借りている土地ですが、相続で取得した土地所有者から利用権設定をしてほしいとの話があったため、今回の申し出に至っております。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
13 番	申請人に事業における排泄物の管理を適正に行うよう伝えてください。
事 務 局	市農政部局へ申し伝え、確認等を依頼します。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。
議 長	事務局より 2 番の朗読をお願いします。
事 務 局	〈議案朗読〉
議 長	本件担当の 4 番より申請地の状況について説明をお願いします。
4 番	24 日に現地確認をしました。申請地は聖望学園の下川崎グラウンドの西側にあります。広い農地で日当たりも良く露地野菜の栽培に向いている土地でした。現在は耕作されていました。
議 長	本件担当の 2 番より申請人の状況について説明をお願いします。
2 番	借受人は 50 年以上農業をしており、サイボクハムの直売所にも出荷しています。去年はキャベツ、サトイモ、ゴボウなどを栽培したとのことでした。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と



<p>委員 議長</p>	<p>いうことでよろしいでしょうか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p><b>日程第6 専決処分の報告について</b> 日程第6 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

印

議事録署名委員

印

印